

荒川区町会・自治会

年間最大 60000円
まで補助します

デジタル活用促進支援補助

＼ デジタルを活用した町会・自治会活動の活性化を支援します /

交付要件

次のどちらかに該当すること

町会の情報をウェブサイトやSNSで発信している(予定を含む)

町会活動のためにインターネット環境を導入している(予定を含む)

対象経費

町会等のSNSまたはウェブサイトの開設、更新及び維持に係る経費

例: 公式LINE月額料金、ホームページの更新手数料・作成委託料など

LAN設備を導入するための機器のリースに係る経費

例: モバイルルーターのレンタル、リース料など

LAN設備を導入するための工事に係る経費

例: 町会所有の会館へのインターネット引込工事など

毎月のインターネット接続サービスに係る経費

例: インターネット月額使用料(Wi-Fi、光回線等)など

※次の経費は対象外となりますのでご注意ください

・物品、備品等の購入費

・役員等個人宅へのインターネット工事費

・町会所有ではない建物でのインターネット工事費

Q & A

Q1. 町会長が自宅でインターネット契約をしている固定回線は助成の対象となりますか。町会の打合せやHPの更新など、町会活動のために使用しています。

A1. 個人宅の固定回線は、個人目的での使用と町会活動目的での使用を区別することができないため、対象となりません。町会会館や事務所等の共有施設での使用に限り、対象としています。

Q2. インターネット契約が町会名義ではなく、個人名義でしかできません。個人名義でも助成対象となりますか。

A2. 契約書の名義は問いませんが、領収書等で「〇〇町会様」や「〇〇町会会長様」のように、町会で使用したことが分かることが助成の条件となります。そのような対応ができない場合は個別に検討しますので、ご相談ください。

Q3. 町会会館にテレビ回線とインターネット回線をまとめて契約して支払っています。この場合は対象となりますか。

A3. 対象になります。ただし、対象として認められるのはインターネット料金に係る経費のみです。テレビ回線の使用料は対象になりません。

【問い合わせ・申請先】

南千住区民事務所 三森 (03-3803-1793)

荒川地域事務担当 坂野 (03-3802-3466)

町屋区民事務所 小田澤 (03-3892-2323)

尾久区民事務所 小倉 (03-3894-6123)

日暮里区民事務所 小原 (03-3801-2100)